

## 始良市へ転入される方へ

障がいに関する手帳をお持ちの場合や、障がい福祉のサービス等を受給されている方は、転入の際に、次の手続きが必要です。

転入の手続きの際に、長寿・障害福祉課でお手続きください。

手続等	概 要	必要な書類等
身体障害者手帳 療育手帳 精神保健福祉手帳	住所変更の手続きが必要です。 ただし、障害者支援施設等に転入の方は、手帳の種類により、要件・手続が異なりますので、転出前に現住地の担当部署で必ずご確認ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>手帳</li> <li>印鑑（認印）</li> <li>マイナンバーがわかるもの</li> </ul> ※ 精神福祉手帳をお持ちで県外から転入される方は、写真（縦4cm横3cm）が必要です。
自立支援医療 （更生医療、育成医療、精神通院）	受給者証の変更手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑（認印）</li> <li>保険証（世帯全員分）</li> <li>受給者証（認定を受けている方のみ）</li> <li>特定疾病療養受給者証（お持ちの方のみ）</li> </ul>
有料道路の割引	住所変更の手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>手帳</li> <li>車検証</li> <li>運転する方の免許証 （・ ETC カード ・セットアップ申込書）</li> </ul>
自動車税（軽自動車税）の減免	転入時に税務課市民税係でご確認ください。	
重度心身障害者医療費助成制度	新規申請（手続き）が必要です。ただし、障害者支援施設等に転入の方は、要件・手続きが異なりますので、転出前に現住地の担当部署で必ずご確認ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給者本人の口座の通帳</li> <li>保険証</li> <li>印鑑（認印）</li> </ul>
障がい（障がい児）福祉サービス	新規申請（手続き）が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑（認印）</li> </ul> 前住地の資格者証の写しをお持ちの方はご持参ください。
特別障害者手当 障害児福祉手当	住所変更の手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑（認印）</li> </ul>

※ 特別児童扶養手当等、子どもに関する手当等については、子どもみらい課でご確認ください。